

家屋を取り壊し・新築・増築した場合は、届け出を

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日(賦課期日)の現況で課税されます。1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊した場合でも、1月1日現在の所有者に、固定資産税の全額が課税されます。

適正な課税を行うため、以下の場合は届け出をお願いします。法務局で建築(新築)や取り壊し(滅失)の登記が済んでいる場合は、届け出は不要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●家屋の建築や取得、用途の変更をしたとき

家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。10㎡未満の家屋や未登記の家屋を建築・増築または売買や相続で取得したとき、用途変更(店舗を住宅にするなど)をしたときは連絡してください。

●家屋を取り壊したとき

届出(取り壊し証明などが必要)がないと、課税される場合があります。

※住宅用の敷地として使用している土地は、特例で税額が低く抑えられています。住宅の取り壊しや、

住宅用地以外の利用に変更すると、特例の適用がなくなり、前年度に比べ、税額が上がります

●特例などの減額制度の適用の対象となる

工事を実施したとき

耐震改修工事など減額対象の改修工事を行うと、翌年度の税額が下がる場合があります(工事完了後、3カ月以内の申告が必要です)。

償却資産の申告について

毎年1月1日現在で、不動産賃貸業を営んでいる場合や飲食店、美容室などを開業した場合など、事業用の資産がある場合は、市に申告する義務があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

草津市 償却資産

検索

問 税務課 資産税係(1階10番窓口)

☎561-2310、FAX561-2479



ハイ! 消費生活相談員です

問 消費生活センター(1階) ☎561-2353
相談時間 9:00~16:30

No. 286

6月から電磁的記録によるクーリング・オフの通知が可能になっています!



頭を冷やし、冷静に考え直す時期を与え、一定の期間内であれば無条件で契約の解除ができるクーリング・オフ。従来はハガキで通知していましたが、電子メールや事業者が設けたウェブサイトの専用フォームなどから通知することが可能になっています。

「アドバイス」

クーリング・オフができる期間

通知方法は、送信したEメールやウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームなどの、画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

なお従来どおり、ハガキで通知しても構いません。記入例を参考に、ハガキを書いて両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送りましょう。ハガキの両面コピーと送付控え(受領証)は一緒に保管しておきましょう。

選挙管理委員会からのお知らせ

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止です

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

特に、⑤以外の項目で処罰されると、公民権停止*の対象になります。ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※選挙への立候補や選挙運動への参加、投票などが禁止されること

- ①政治家の寄附の禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④後援団体の寄附の禁止
- ⑤年賀状などのあいさつ状の禁止
- ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止



みんなで徹底「三ない運動」

- 1 贈らない!
- 2 求めない!
- 3 受け取らない!

●次のものも、政治家の寄附禁止の対象です

- ・秘書などが代理で出席する場合の結婚祝や葬儀の香典
- ・地域の運動会や町内会の集会・旅行・祭りなどの催し物への寄附・差し入れなど
- ・落成式や開店祝などの花輪
- ・葬儀のしきび・供花
- ・病気見舞
- ・お歳暮・お年賀
- ・入学祝・卒業祝



問 市選挙管理委員会(3階、総務課内) ☎561-2301、FAX561-2483

凍結破裂に注意! 水道管の冬支度をしましょう

●凍結を防ぐには

屋外でむき出しになっている水道管や蛇口には、厚手の布などの保温材を巻き、その上からビニールを巻いて、保温材が濡れないようにしましょう。

●凍結したら

タオルなどで覆って、ぬるま湯をかけ、ゆっくり溶かしてください。熱湯は厳禁!

●破裂したら

敷地内のバルブを閉めて水を止めた後、破裂した部分に布テープをしっかりと巻き付けて応急措置をします。市ホームページに掲載の市指定給水装置工事事業者へ

「明るい選挙啓発」入選作品の紹介

選挙を身近に感じてもらうために、啓発ポスターなどを募集したところ、ポスター2点、標語12点、4コマ漫画2点の応募がありました。作品は今後の選挙の啓発に活用します。入選作品は市ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

ポスターの部 最優秀

▲和久田英司さん
(滋賀大附属小2年)▲梶屋優和さん
(老上中1年)

標語の部 最優秀

「さあ行こう!! 暮らしをきめる
この一票」

▲成富育子さん(駒井沢町)

4コマ漫画の部 最優秀



▲田中美帆さん(野路五)

連絡して、修理してください。水道メーターから宅内側にある水道管の破裂の修理費や漏水の料金は、使用者の負担となります。道路上や水道メーターまでの漏水は市が修理しますので、連絡してください。

問【水道管の凍結防止】

給排水課(2階) ☎561-2443、FAX561-2481

【道路の漏水】

上下水道施設課(2階) ☎561-2402、FAX561-2481

守衛室 ☎561-2499 (17:15~翌日8:30、休日)

